

●香川県監査委員公表第32号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和2年9月29日

香川県監査委員 三 谷 和 夫
 同 大 西 均
 同 高 田 良 徳
 同 新 田 耕 造

- 1 監査対象部局 政策部
- 2 監査対象年度 令和元年度
- 3 措置の状況

	監査の結果（対象機関）	措 置 の 状 況
指導注意事項	<p>ア 支出について</p> <p>（ア） 超過勤務手当について、支給が漏れているものがあつた。（文化芸術局）</p> <p>（イ） 県内旅費の精算にあたり、領収書の金額を二重に請求したため、支給額が過大になっているものがあつた。（小豆総合事務所）</p> <p>イ 物品について</p> <p>パソコンについて、不用品として廃棄決定の手続をしたにもかかわらず、長期にわたり廃棄処分をしていないものがあつた。また、このことについて、自主検査で見過ごされていた。（情報政策課）</p>	<p>ア 支出について</p> <p>（ア） 直ちに支給漏れ分の実績入力をし、未支給額の支給手続を行った。今後は、支給漏れのないよう、超過勤務命令簿と入力内容の照合確認を徹底する。</p> <p>（イ） 直ちに戻入の手続を行い、納付を確認した。併せて他の職員についても、注意喚起を行った。</p> <p>イ 物品について</p> <p>現物を確認の上、令和2年8月13日に担当職員が本体からハードディスクを取出し破壊した。また、本体は他のパソコンを廃棄する際に一括して廃棄業者に委託する予定である。</p> <p>今後、不用品決定をしたものについては、早急に廃棄をする。</p>